

吹田市第4次総合計画中間見直し支援業務仕様書

1 業務の目的

吹田市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）は、めざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するため、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間の指針として策定しているものである。

総合計画策定後、本市では、中核市移行（とりわけ保健所設置市としての感染症や地域医療に関連する役割、自治体間連携）、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響（とりわけデジタル化やキャッシュレスへの対応）、災害の頻発、暑熱環境の悪化、脱炭素・脱プラスチックに向けた取組、SDGsの推進、本市の個別計画等の策定や改定など、様々な動きがあり、本市を取り巻く状況は大きく変わりつつある。

これらの動向を踏まえ、計画期間の後半（令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））に向け、中間見直しとして、必要に応じた増補、追補及び時点修正を行うことを目的とする。

2 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 必要な箇所の時点修正及び見直し支援

基本構想、基本計画、附属資料の必要な箇所の時点修正及び計画期間前半（令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））の検証結果や策定後の動向を踏まえた見直しの支援を行う。

なお、総合計画中間見直しの内容と第2期吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の整合性を図りながら、施策推進のための効果的かつ効率的なPDCAサイクルの確立を見据えたものとする。

また、時点修正及び見直しの根拠となるデータを取りまとめ、基礎資料集を作成する。

(2) 市民参画の手法検討及び実施支援

市民等から広く意見を求めるため、ICT活用等による市民参画手法の検討及び実施に係る準備、意見の取りまとめ等の運営支援を行う。

(3) 各種会議の運営支援

吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び部会、庁内総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び作業部会における資料、会議録等の作成等運営支援を行う。

(4) 計画書、概要版等冊子の作成

【詳細】

≪令和4年度（2022年度）≫

1 基礎資料の作成

(1) 作成する資料

- ア 人口関連調査報告書
- イ 財政状況等
- ウ 総合計画の進捗状況、検証結果
- エ 中核市移行基本計画の振り返り、検証結果
- オ 市民意見集約報告書
- カ 検証するに当たって収集したデータの分析報告書
- キ その他基礎資料として必要と認められるもの

※上記ア～キについては以下に示す(2)～(5)の内容を分析し、まとめること。

- (2) 総合計画の検証、整理及び課題の抽出
 - ア 総合計画の進捗状況を把握し、結果をまとめること。
 - イ 社会情勢等の変化に対応するため、基本計画を点検、検証すること。
 - ウ 基本計画の点検、検証について、これまでの行財政改革の取組の結果及び行政評価の成果や課題を分析し、想定されていなかった新たな課題や重点施策等を抽出すること。
 - エ 検証結果については、新たな基本計画の検討につながるものとなるよう体系的に分かりやすく整理すること。
- (3) 基礎データの分析
 - ア 本市と社会情勢等との関係を分析すること。
 - イ 国・府の中長期的な関連計画や施策、プロジェクトを整理し、分析すること。
 - ウ 本市の人口や産業、土地利用、財政状況など基礎的なデータを整理し、今後の見通しを分析すること。人口推計及び分析については、改訂版吹田市人口ビジョンに基づいたものとする。また、財政状況については、学識経験者の助言に基づき、中長期の財政計画策定に向けた収支分析を行うこと。
 - エ 本市の各分野の個別計画について、その位置づけや内容、進捗状況等を体系的に分かりやすく整理すること。
- (4) 基礎データ集の作成
 - ア 基礎資料集の付随資料として、上記(3)における基礎データから、本市の強みや弱み、特徴的な取組などの現況データを視覚的に分かりやすく取りまとめた基礎データ集を作成すること。具体的には、本市の各部署が保有するデータについて網羅した一覧表と、その中から特に本市の特徴的なデータ(他市に比べて優れているもの、劣っているもの)を抽出し、全国平均、大阪府平均及び北摂平均等と本市の値との比較などを行うこと。
 - イ ホームページで公開できるよう、データへのアクセスが容易であり、かつ図や表などを効果的に活用し、デザイン性のある見やすいものとする。
 - ウ 更新作業が容易にできるような形式とするとともに、更新作業を実施する時期、データの取得方法を明記した、更新マニュアルを作成すること。
- (5) 市民意識調査結果の分析及び市民アンケート等の実施
 - ア 平成30年度(2018年度)及び令和4年度(2022年度)実施の「吹田市市民意識調査」の結果を分析すること。
 - イ 市民アンケートの実施に当たっては、ICTを活用した効果的・効率的な手法を提案するとともに、アンケート調査の原案の作成、集計・分析を行うこと。
 - ウ 本市の個別計画等の策定や施策推進に当たり実施された調査結果や市民意見を活用するなどし、効率的な業務推進に努めること。

2 市民シンポジウム開催の支援

(1) 市民シンポジウムの企画・提案

以下の概要及び下記仕様書を踏まえ、市民シンポジウムの内容を企画し、相応しい講師等を提案すること。ただし、講師等については本市と十分に協議の上、最終決定すること。

なお、講師等の謝礼金を含め、開催に係る一切の費用を業務委託料に含めること。

【概要】

目的：総合計画策定後の本市の動向やDX、SDGsといった社会的な動向等を踏まえ、総合計画の前半期間を市長が市民とともに振り返りながら、中間見直しに向けた市民参画の場となることを目的とする。

開催時期：令和4年(2022年)11月頃に1~2回程度(2時間程度)開催予定
(日時は本市にて決定する。)

開催場所：吹田市内公共施設（開催場所は本市にて決定する。）

※新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況に応じ、オンライン開催等も含めた対応支援を行うこと。

対象者：市内在住、在学、在勤の市民（各回200名程度を想定（状況に応じて変更））

参加費：無料

主催：吹田市

(2) 市民シンポジウムの準備

以下について実施すること。

ア シンポジウムに出演する講師等との連絡調整（打合せ含む）

イ 要約筆記等及び一時保育の手配

ウ 会場に備え付けされていない資機材等の手配

エ 参加者の募集、受付、整理簿の作成

オ 参加者用に、プログラム、アンケート（記入用筆記用具を含む）等の作成・準備

（開催の1週間前までに、協議により決定した部数を準備（電子データを含む）すること。）

カ 広報用チラシの制作・設置・配布、その他有効だと考えられる広報

（規格、部数、納期、設置場所等は吹田市と協議の上、予算の範囲内で決定すること。）

(3) 市民シンポジウムの運営

会場運営及び撤去、参加者の受付（来場者数の把握含む）、案内、誘導、シンポジウムの進行管理及び撮影（映像及び写真）、アンケート用紙の回収等、当日の運営を行うこと。

(4) 市民シンポジウム開催後の提出物

以下について、開催後1か月以内に提出すること。

シンポジウム議事録、参加者名簿、アンケート集計及び分析結果（各1部及び電子データ）

アンケート回答用紙（原紙・回収分全て）

※シンポジウム議事録には写真及び映像データ等を添付し、分かりやすくまとめること。

(5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

シンポジウムの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る対策を十分に行うこと。

3 審議会・策定委員会運営支援

(1) 開催予定回数及び予定時期

・審議会 2回程度（11月、2月）

部会（前回策定時は3部会設置） 各2回程度（11月～2月の間）

・策定委員会 3回程度（7月、9月、3月）

作業部会（前回策定時は6部会設置） 各3回程度（7月～3月の間）

(2) 運営支援業務

審議会等の会議開催に伴い、会議に出席するとともに、会議運営の提案、資料の作成補助、会議録の作成等を行うこと。資料の作成期限は原則、会議開催10日前までとする。また、議事録作成に当たっては、会議終了後1週間以内に要点まとめ、2週間以内に完成版を提出すること。

4 素案等作成

基礎資料や各種の調査・検証結果、市民意見等を踏まえ、令和4年（2022年）11月を目途に基本計画の素案の内容を整理するとともに、会議等必要に応じて資料を作成すること。

「令和5年度（2023年度）」

1 審議会・策定委員会運営支援

(1) 開催予定回数及び予定時期

- ・ 審議会 2回程度（4月、6月）
部会（前回策定時は3部会設置） 各2回程度（6月までに）
- ・ 策定委員会 3回程度（5月、8月、10月）
作業部会（前回策定時は6部会設置） 各1回程度（5月までに）

(2) 運営支援業務

審議会等の会議開催に伴い、会議に出席するとともに、会議運営の提案、資料の作成補助、会議録の作成等を行うこと。資料の作成期限は原則、会議開催10日前までとする。また、議事録作成に当たっては、会議終了後1週間以内に要点まとめ、2週間以内に完成版を提出すること。

2 素案等作成

基礎資料や各種の調査・検証結果、市民意見等を踏まえ、基本計画の素案の内容を整理するとともに、会議や説明会等必要に応じて資料を作成すること。計画案については令和5年（2023年）9月を目途に作成すること。

3 計画書（附属資料含む）、概要版及び基礎資料集の作成

計画の計画書及び概要版の作成にあたり、レイアウトの提案を行うとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真を盛り込んで編集し、委託者の指示があった段階において、最終印刷版の原稿を作成すること。

3 成果品

計画は、計画書（附属資料含む）、概要版及び基礎資料集に区分し、整理するものとする。各原稿のデータは、電子記録媒体に保存し各2部提出すること。（ホームページ掲載予定の原稿は、PDFデータ（アクセシビリティ対応）とし、必要に応じて分割を行うこと。）

基礎データ集は、令和5年（2023年）3月31日までに電子記録媒体に保存し2部提出すること。（ホームページ掲載予定の原稿は、PDFデータ（アクセシビリティ対応）とし、必要に応じて分割を行うこと。）

その他、必要に応じて委託者が指示するものについて、提出すること。